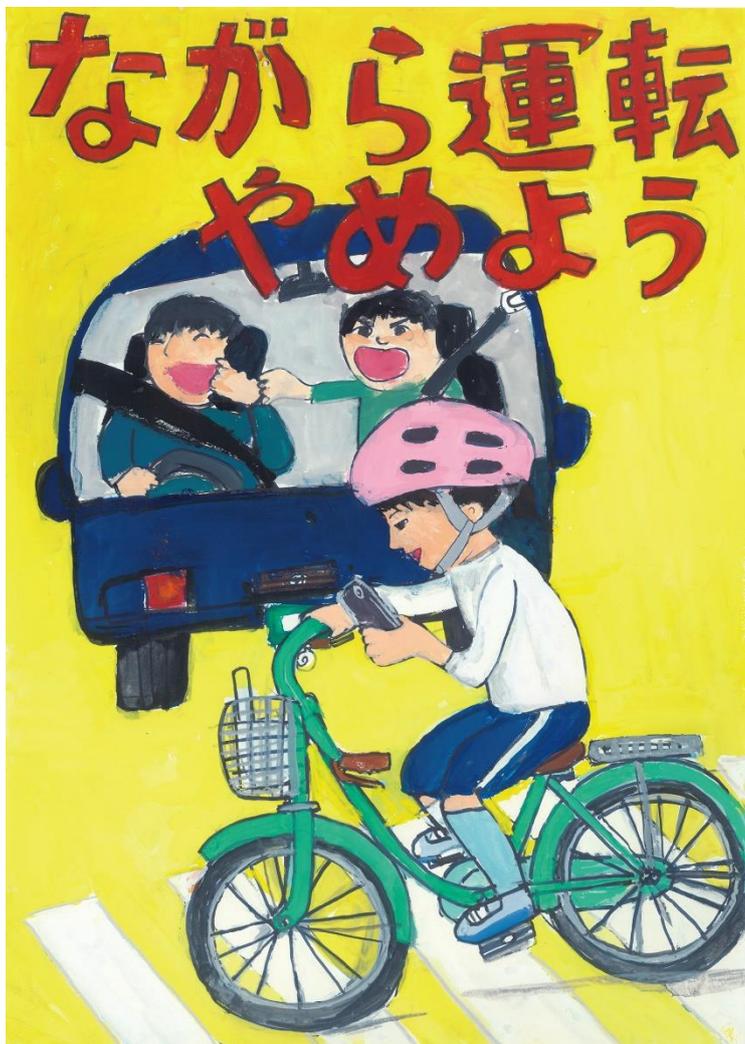


令和6年

秋の交通安全市民運動 実施要綱

令和6年9月21日（土）～9月30日（月）



令和5年度 交通安全ポスターの部 佳作作品

市内一斉交通安全

街頭活動の日について

期日：令和6年9月24日（火）

- 市内一斉交通安全街頭活動の日を定めます。上記日程での実施に御協力をお願いします。
- 一斉活動日を定めませんが、この日にこだわらずに各団体で実施可能な日時を決めて実施いただければ結構です。街頭活動を実施される場合は、日程等を各団体で設定していただき、無理の無い範囲で御協力をお願いします。

反しゃざい
あなたの命が
光ってる

令和5年度 交通安全標語の部 佳作作品

スローガン

「 ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～」
「 交通事故ゼロの豊田市を目指して 」

目的

秋は、日の入り時間が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、交通事故の増加が心配されます。また、歩行者・自転車利用者の事故の中には、歩行者・自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、運動重点に沿った秋の交通安全運動を実施することで、交通事故の防止を図りま

豊田市交通安全市民会議

運 動 重 点	取 組 内 容
反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止	①歩行者の交通事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装を着用します。 ・通学路を始め、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を実施します。 ②歩行者の交通ルール遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は、運転者から目立つよう手を挙げて横断する「ハンド・アップ運動」を実践します。また、「とまってくれてありがとう運動」も実施します。
夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶	①夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者や自転車利用者は、夕暮れ時に早めに前照灯を点灯する「ライト・オン運動」を実践します。 ②運転者の歩行者等保護意識の徹底とながらスマホの防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道手前では、いつでも停止できるよう減速し、横断しようとする歩行者がいる場合には、必ず一時停止をする等、歩行者優先を徹底します。 ③飲酒運転の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等においては、運転者への酒類提供禁止を徹底するほか、飲酒せず運転する人を事前に決めておく「ハンドルキーパー運動」を実施します。 ④妨害運転等の防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者はゆすり合いの気持ちを持って、妨害運転（いわゆるあおり運転）は絶対にしません。 ⑤高齢運転者の交通事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢運転者は、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、長時間の運転や体調不良時の運転は控えます。 ⑥後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトとチャイルドシートを着用します。 ⑦二輪車の交通事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・二輪車の特性および速度超過の危険性を理解し、ヘルメットやプロテクターを正しく着用します
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	①自転車利用者のヘルメット着用と安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童の乗車中のヘルメット着用はもちろんのこと、中学・高校生、高齢者を始め全ての自転車利用者がヘルメットを着用します。 ・夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等を取り付けます。 ②自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車安全利用五則」を遵守します。また、自転車乗車中のスマートフォンの使用、飲酒運転、並走等の危険運転はしません。 ③特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故時の被害軽減のためのヘルメット着用と車道通行の原則等の交通ルール遵守を徹底します。

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所交通安全防犯課内

TEL：34-6633 FAX：32-3794 Eメール：signal@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：https://signal.toyota.aichi.jp/